平成２０年（フ）第７０９０号
大阪府河内長野市南花台３丁目１番４―305号
破産者　岡村　昭勲
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７０号
大阪府門真市大字三ツ島1184番地の１
破産者　江原　　隆
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４３７号
大阪府東大阪市鴻池元町10番45―606号戴慶カーサグラシア
破産者　松村　哲也
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１０４６号
堺市東区北野田１番地６　セントラルタワー1904号
破産者　みさお家具センターこと　三竿　行雄
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１９４５号
大阪府富田林市楠風台２丁目12番６―205号
破産者　松本　和雄
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
大阪府藤井寺市沢田２丁目８番38号
破産者　宮本鉄筋こと　宮本　道彦
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
大阪府松原市大堀３丁目16番26―202号、前住所大阪府東大阪市森河内東２丁目６番16号
破産者　中條　康久
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
神戸市中央区下山手通８丁目13―12　ライオンズマンション下山手第二503号、住民票上の住所神戸市中央区花隈町27番19―301号
破産者　西村勝比古
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５５４号
兵庫県西宮市川東町５番20―705号、前住所兵庫県美方郡香美町香住区香住1252番地の２　コーポ濱本Ⅱ号棟Ｄ号
破産者　菱川　　毅
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第４８号
福岡県八女市馬場760番地２
破産者　江濱　　功
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第２４８６号
札幌市北区太平９条７丁目３番13号
破産者　小幡　俊文
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３９号
富山県射水市庄川本町８－８
破産者　高新産業こと　秋元　吉之
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第５８０号
京都府向日市森本町薮路17番地の５
破産者　岡　　宏樹
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１２２号
島根県飯石郡飯南町小田695番地
破産者　安部　庸正
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１４０号
大分県国東市安岐町中園144番地１
破産者　徳丸　幸治
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第７７４号
大分市大字森町1207番地の60
破産者　川野　義己
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２１年（フ）第４１０号
埼玉県川越市大字萱沼2650番地２
破産者　井上　一子
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４３８号
埼玉県所沢市美原町１丁目2926番地の26、前住所埼玉県所沢市美原町１丁目2923番地の２　パークサイドハイム205
破産者　千歳　妙子
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部